

さて、文部科学大臣としての改めての決意をお聞きして、質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○林国務大臣　ありがとうございます。

先ほどの答弁で国家公務員法百十条と言ったのは百条でござりますので、まず訂正させていただきます。

○林国務大臣 ありがとうございます。

う項目がござります。
そこで、今回設置認可に至った歯医学部の特色
についてますお伺いをいたします。

三つの分野の人材像に基づきまして、この三分野別に就職先として想定される事業所へのアンケート調査や、四国地域における公務員獣医師の将来的な需要動向の分析、これは主に農水省が行ないました調査等を活用していますけれども、それを示しまして人材需要の説明がなされたところでございます。

こととふう留意事項がつぶてられるわけであります。この実習がうまく適切に行われるかどうかといふことについてかなりのいろいろなやりとりがありまして、入学定員を百六十人から百四十人に絞つたり、あるいは教員の充実を図つたり、さまざまな手立てを講じられて改善を見ているわけであります。が、この実習関係につきまして、審査の過程において、主なる改善点が何であつて、残されたこととして何を気をつけなければいけないのか、こういうことになったのか?ということにつか

その上で、文部科学省としては、今回認可された獣医学部における教育が申請内容のとおりに確実に実施されることは当然のことになりますが、国家戦略特区として新設が認められたことの前提である先端ライフサイエンス研究や地域における感染症対策など新たなニーズに対応する、そういう獣医師の養成が行われるよう、それにふさわしい教育及び研究活動が適切に実施されることを期待しております。

臨床獣医師の養成などを挙げているところで、これが
います。

○議案委員 ありがとうございます。
○園田委員長 次に、橋慶一郎君。
○橋慶一郎君 質問の時間をいただきまして、ありがとうございます。
今ほど議案委員の方から、加計学園の歯医学部設置認可申請に至るさまざまな時系列のお話、また大学設置認可の趣旨等についてお話をあります。

○義本政府参考人 お答えいたします。

た、これから開學された後の課題になること、こういつたことを順次お聞きをさせていただきたいと思います。

まず、この設置認可に当たっては、教學面、学生の指導といふ教育の部分と、それから学校の管理運営の部分、こう二つたところの二点についていろいろと審査をするわけであります。教學面の認可基準の中に、人材の養成等の目的が社会の要請等を十分に踏まえたものであること、こうい

程、これは五月の第一次審査意見としてあらわし
たわけでござりますけれども、大学が掲げるライ
フサイエンス研究分野、公共歯医事分野、医歯連
携歯医分野に即した人材需要に関する説明の根拠
として事業所アンケート調査を行いましたけれど
も、その三分野に即した分析が不十分であるとの
審査意見が付されたものでございます。
これに対しまして、大学の方から六月に提出し
ました補正申請書におきましては、大学が掲げる

ですが、その完成年度までの間、留意事項への対応状況を含めた設置計画の履行状況について、文部科学省に毎年報告することが義務づけられています。○橋委員 そうやつて一つ一つ確実に実行されることがあります。ことを確認されるということだと思いますが、その中で、幾つか留意事項のことと具体的にお伺いをいたします。

されておりまして、開設以降に改善を求めることが妥当であると評価がされたところでございま
す。

○橋委員 附属病院において、そういうた寒習に適當な数の患者数、そいつたものを確保したりとか、また、今お話をあつたように、具体的なプログラム、どういうふうに進んでいくかというのについては、履行状況の確認の中で、逐次行つて改善を求めていくことに理解をいたしまし

第一類第六号 文部科学委員会議録第一号 平成二十九年十一月十五日

大学設置・学校法人審議会への加計学園の設置認可申請書におきましては、国際動物病院や人獣共通感染症学実習などの科目に対し、感染統御分野の研究者を専門教員として配置することとされております。

文部科学省としましては、今回認可されました獣医学部における教育が申請の内容のとおり確実に実施されることを期待しております。

○橋委員 英語をかなり用いて教育をするということもありますし、こういったところで国際的なそういう役割を果たす人材の育成ということに努めていただく、こういうことだと思います。

もう一つ、今度は、広島県・今治市国家戦略特別区域会議構成員応募資料ということで、ことしの一月十二日に確認されたものにおきまして、校舎の面積でありますけれども、約三万六千平米ということで構想となつておったわけあります。

最終的に、申請書におきましては二万五千三百六十平米になつたわけですが、これについて問題はなかつたのか確認をさせてください。○義本政府参考人 委員御指摘のとおり、ことし一月の加計学園の構成員応募資料、いわゆる加計学園の構想でございますけれども、その中におきましては校舎面積は約三万六千平米であったものが、設置認可申請書におきましては約二万五千三百六十平米となつておるところでございます。

申請者に確認いたしましたところ、応募資料、加計学園の構想での応募資料でございますけれども、この中におきましてはクラブハウスなど大学設置基準上校舎面積に算入されていないものを含めて三万六千平米と記載したところ、申請書におきましては設置基準上校舎面積に算入されているものののみの面積を記載したため、このような差異が生じているというふうに伺っております。

○橋委員 それでは、教育とか研究とか、本来こ

明だつたと理解をいたします。

こういった形で、国家戦略特区との関係について、幾つか大きなテーマがあつたわけですが、それでも、そういったことについていろいろな確認がされており、このように見ましたけれども、全体としてこの獣医学部が国家戦略特区のプロセスで認められてきたこととの整合性がとれているのかどうか、最後に確認をしておきます。

○義本政府参考人 お答えいたします。

設置審議会におきまして可というふうな判断をするところとは別に、文部省としまして、国家戦略特区プロセスで判断されました加計学園の構想に沿って、補正後の設置認可申請書が沿つて、補正後もこのように見ましたけれども、このように見ます。

○橋委員 あえて一通り、今回の三月の申請から五月の第一次審査意見、八月の第二次審査意見、そして留意事項、認可に至るプロセスについて、順番に、指摘されたこと、そういつたことについて一通りあえてお伺いをさせていただきました。その中で、この審査が、一つ一つの問題について丁寧にいろんな意見が交わされて、そして、それが一つ一つそういう対応がとられていくところ、それについて一つ一つそういう対応がとられていくところ、それを明らかにさせていただきたかった、こういうことがあります。

そして、これが昨日、大臣のものに設置認可と申します。この申請書におきまして、まさに今お話をあつたような、地域封じ込め対策に基づく危機管理、感染症、食品安全に対応する国際獣医事務等の公共獣医事に関する教育研究を推進する、こういう旨が期待されておりますとともに、四国において活躍する獣医師の供給を目的として、四国入学枠も設けておるところでございます。

○橋委員 どうもありがとうございました。

れ地城の、地方創生などもありますが、地

方の活性化とかそれからその地域の、いい意味での地(知)の拠点ということで大学を活用していくということはあちこちで行われていることでもあります。ぜひ、そういった形で、新しい大学、学部であります、発展をしていくことがあります。

そこで、これは文部科学省さんとしては、そういったことについてはまたいろんな補助金とかあるいろいろな事業もお持ちでありますので、そういうものかどうかについて文部科学省において確認させただいたところでございます。その上で大臣が認可したものでございます。

○橋委員 あえて一通り、今回の三月の申請から五月の第一次審査意見、八月の第二次審査意見、そして留意事項、認可に至るプロセスについて、順番に、指摘されたこと、そういつたことについて一通りあえてお伺いをさせていただきました。その中で、この審査が、一つ一つの問題について丁寧にいろんな意見が交わされて、そして、それが一つ一つそういう対応がとられていくところ、それを明らかにさせていただきたかった、こういうことがあります。

○林国務大臣 今回の獣医学部につきましては、その設置に係る構想が国家戦略特区のプロセスの中で先端ライフサイエンス研究の推進、地域の水際対策など新たなニーズに対応するものであることが確認をされまして、設置認可の申請に至ったところでございます。

この申請書におきまして、まさに今お話をあつたような、地域封じ込め対策に基づく危機管理、感染症、食品安全に対応する国際獣医事務等の公共獣医事に関する教育研究を推進する、こういう旨が期待されておりますとともに、四国において活躍する獣医師の供給を目的として、四国入学枠も設けておるところでございます。

○橋委員 どうもありがとうございました。

加計学園につきましては、今までの国会でもさ

まま議論がなされてきたところでございます。国家戦略特区の中で、まず獣医学部の新設ということが認められるのか、こうじう議論を国家戦略特区のプロセスの中でございましてございましたし、そして、今回は、その特区のプロセスは終了するところは別に、文部省としまして、国家戦略特区プロセスで判断されました加計学園の構想に沿つて、補正後の設置認可申請書が沿つて、それもかどうかについて文部科学省において確認させていただいたところでございます。その上で大臣が認可された、こうしたことであるといふうに理解をしております。

私の方からは、今回、新しく場を移して議論をなされた設置審での議論を中心に、果たしてこれが適正なものであったのか、果たしてこれが瑕疵がなかったのか、このような点について質問をさせていただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○林国務大臣 文部科学大臣が大学等の設置を認可する場合、学問的、専門的な知見が必要となる大学設置認可に関する行政処分の慎重、公正を期するため、大学設置・学校法人審議会に諮問し意見を聞く、こういうふうになつております。

この審議会は、大学運営に関する有識者や各学問分野の専門家により構成をされておりまして、教育課程や教員組織、施設設備、財務状況などが学校教育法及び大学設置基準等の法令に適合しているかにつきまして、学問的、専門的な観点から公平公正な審査を行つということになつております。

○中野委員 学問的、専門的な観点からというこ